

第 22 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 5 年 3 月 10 日 (金)
- 2 開催場所 石岡市中央公民館 2階 研修室
- 3 出席委員 1 番 前 島 慎 也 2 番 飯 村 伸 一 3 番 三 輪 正
4 番 高 橋 浩 5 番 萩 原 重 信 6 番 池 田 徹
7 番 磯 部 進 8 番 田 上 光 男 9 番 高 野 濟
10 番 山 口 和 明 12 番 花 和 清 治 13 番 高 橋 憲 治
14 番 小 松 與 平
- 4 欠席委員 11 番 栗 原 茂
- 5 事務局 理事兼事務局長 額 賀 均 課 長 原 田 和 宣
課長補佐 石 崎 正 顕 主 幹 鈴 木 直 行
- 6 審議議案
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更に対する意見の決定について
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する決定について
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する決定について
議案第 5 号 非農地証明願の意見の決定について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 4 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

午後 2 時 16 分 開 会

議長) 只今より、第 22 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 13 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、4 番、高橋浩委員、並びに 5 番、萩原重信委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 1 名で約 185 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名で約 6 1 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手

を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約194アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、3番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約116アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約811アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いての、6番は7番と関連がございますので、一括審議といたします。6番、7番は現地調査を省略している案件です。ご審議願います。6番、7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番については、

現地調査を省略している案件です。ご審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約53アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き梅や栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いての、11番は12番と関連がございますので、一括審議といたします。11番、12番は現地調査を省略している案件です。ご審議願います。11番、12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約72アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続きレンコンを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、許可することに決定いたします。続いて、14番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号14件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告をお願いします。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。この案件は、令和3年8月の総会において、営農型発電設備として一時転用許可を受けましたが、承継を伴う事業計画変更により、再申請されたものです。申請地は、周囲を宅地で囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農地所有適格法人ですが、営農型発電設備を設置したく申請されたものです。転用期間は10年で、支柱181本、太陽光パネル360枚を設置する計画です。なお、転用面積は支柱部分のみで、パネルの下でブルーベリーを栽培し、農地としての利用を継続していく計画です。申請人から提出された営農計画書によると、知見を有する者の意見として、パネル下の遮光率であれば栽培に影響はないとの意見を得ております。パネルの最低地上高も2.5メートル確保されており、作業スペースに問題ないと思われれます。よって1番については、許可しても差し支えないと思われれますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議をお願いします。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告をお願いします。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行令第4条第1項第2号イに当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、平成22年6月に農地法第4条の許可を得て、農業用倉庫を建築いたしました。建築物及び作業場の面積が当初の計画より狭隘で済んだため、分筆登記を行い申請に及んだものです。雨水は、宅内処理されており、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われれますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議をお願いします。2番について、意見・質問のある方は挙手を

願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数（賛成多数） 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号の2件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、宅地と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員

皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第4号の2件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。

次に、議案第5号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、農業用水用井戸として利用され、20年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。

次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第6号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもって、第22回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時17分 閉会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和5年3月10日

議事録署名人

議長

4番

5番